

## 7 関係府省庁からの報告 国土交通省 「自動車事故被害者救済施策等について」

初めまして。国土交通省自動車局保障制度参事官室の大橋です。本日は、このような貴重な時間をいただき、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃より、国土交通省にて実施している自動車事故被害者救済対策等への御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。私からは、国土交通省で実施しております自動車事故被害者救済施策等について、資料に基づき御説明させていただきます。

こちらのグラフは、交通事故死者数、重度後遺障害者数及び介護料受給資格者数の推移を表したグラフとなります。こちらのグラフを見ると、交通事故死者数は年々減少し、令和2年には2,839人となっていますが、重度後遺障害者数は1,600から1,700人程度、毎年発生している状況となっており、また、重度後遺障害者の累積となる介護料受給資格者数については微増といった状況となっております。

このように、交通事故死亡者数は減っているものの、重度後遺障害者数は減っておらず、そのような方々への救済措置はまだまだ必要な状況であると思えます。なお、介護料受給者とは、独立行政法人自動車事故対策機構（通称、NASVA）で、在宅にて介護を受けられている重度後遺障害者を対象に、介護に要する費用を介護料として支給しており、その介護料を受給している方々の人数となります。

次に、自賠責保険制度の概要について御説明いたします。自賠責保険とは、全ての自動車に保険契約の締結を義務化している強制保険となります。また、対象は第三者への人身損害となり、自損事故や物損事故は対象外となります。

保険金の限度額は、死亡が3,000万、後遺障害が最大で4,000万、傷害が120万となります。また、自賠責保険の保険料は、保険金の支払いと保険料の収入の収支が均衡するように保険料を設定する形となっております。

具体的な流れとしましては、保険契約者が負担した保険料は保険会社が共同でプールし、これが財源となり、ここから被害者への保険金を支払う形となります。また、保険料の一部を賦課金として徴収し、それを財源として、無保険者やひき逃げ等の場合など、被害者が自賠責保険の請求ができない場合における救済措置としての政府保障事業を実施しております。また、保険料や賦課金とは切り離れた別の財源となっております、平成13年度末に廃止した再保険制度の運用益を財源とした、被害者救済や事故防止を行う運用益事業を実施しております。

次に、政府による自動車損害賠償保障事業について説明いたします。こちらは、先ほどもお話ししましたが、加害者が自賠責保険に加入していない無保険車の場合であったり、

ひき逃げなどの加害者が不明であるという場合には、自賠責保険への保険金の請求ができないことから、被害者に対し国が自賠責保険と同等の損害填補を行う被害者救済を実施しているものとなっております。なお、こちらの事業では、ほかの健康保険や労災保険などの保険によって救済される場合には、その分は填補を行わない形となっております。こちらの財源につきましては、先ほども説明しましたように、保険料の一部を賦課金として徴収しているものとなりまして、政府保障事業の流れとしましては、被害者は損害保険会社へ保障金を請求、損害保険会社は、被害者からの請求に基づき、損害の調査を実施し、国に報告、その報告内容を国で確認し、損害填補額を決定します。国は決定した損害填補額を被害者へ損害保険会社を通じてお支払いし、国はその決定した額と同額を加害者に対して求償するというものとなっております。

次に、国土交通省において講じている自動車事故被害者救済対策について御説明いたします。国土交通省等では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者や交通遺児に対して様々な救済事業を行っております。この資料の中で二重丸となっている部分につきましては、自動車事故対策機構が行っているものとなりまして、遷延性意識障害者を専門に治療・看護する療護施設の設置・運営であったり、在宅の重度後遺障害者への介護料の支給や訪問支援の実施、保護者が死亡または重度後遺障害となったため、生活が困窮となった御家庭の児童に対しての生活資金の無利子貸付けなどを実施しております。

また、国土交通省では、在宅重度後遺障害者が安心して短期入院・入所ができるように、積極的にそういった入所・入院を受け入れていただける病院・施設を国土交通省にて指定し、当該指定を受けた病院・施設に対して、受入体制の整備強化に係る経費を補助する短期入院・入所協力事業、こちらにつきましては、現在、国土交通省にて指定を受けている協力病院は全国に202か所、協力施設が136か所となっております。在宅重度後遺障害者における介護者なき後に備えた受入環境を整備するために、障害者支援施設やグループホームに対して介護設備の導入や介護の人材確保に係る経費の補助をする在宅生活支援環境整備事業などを国土交通省では実施しております。

また、これら以外に、事故に係る無料の法律相談や示談、あっせん等につきましては日弁連交通事故相談センターで、交通遺児から頂いた拠出金を財源とし、交通遺児が満19歳に達するまで支給される育成給付金の支給につきましては、交通遺児等育成基金で実施しております。

次に、自動車事故対策機構（通称、NASVA）の概要について御説明いたします。NASVAとは国土交通省所管の独立行政法人で、法人の設立目的としましては、被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止となっており、設立は平成15年10月ですが、前身である昭和48年に設立された自動車事故対策センターの時代から、「自動車事故を防ぐ」として安全指導業務、内容はトラックやバス等の運送事業者やそのドライバーに対しての指導講

習や適性診断等の安全指導を行う業務を行っております。

次に、「自動車事故被害者を支える」として、被害者援護業務。こちらは先ほどの資料でも出てきましたが、療護施設の設置・運営、介護料の支給などの被害者を支える業務を行っております。

最後に、「自動車事故から守る」、安全情報提供業務として、自動車アセスメントといて、自動車の安全性能を試験し、その評価、公表を行う業務をしているものとなります。また、NASVAは東京に本部があり、全国に50か所の支所、11か所の療護施設を設置・運営しております。

次に、交通事故の被害に遭われた被害者やその御家族への情報提供について御説明いたします。国土交通省では、交通事故に遭われた被害者やその御家族に必要な情報をお届けするため、自賠責保険に関する情報や被害者等が必要とする情報について分かりやすく解説した自賠責保険ポータルサイトや、パンフレットとして「交通事故にあったときは」というのを作成しております。

また、NASVAでも、NASVAのホームページにおきまして、介護者なき後の備えに必要な受入施設であったり、財産管理に利用できる制度などの紹介、相談窓口を電話にて紹介するNASVA交通事故被害者ホットライン等の情報を提供しております。

最後に、このように国土交通省やNASVAでは、交通遺児や常時または随時の介護が必要となる重度後遺障害者を対象とした救済事業を実施しておりますので、そのような御家族から御相談等がございましたら、ぜひNASVAの支所を御案内していただきますようお願いいたします。

簡単ですが、これで私からの説明は終了いたします。御清聴ありがとうございました。